

## 旧優生保護法一時金支給制度

きゅう ゆう せい ほ ご ほう いち じ きん し きゅう せい ど  
旧優生保護法により  
ゆう せい しゅ じゅつ う かた  
優生手術を受けられた方へ、  
ひろ しま けん たい せつ し  
広島県からとても大切なお知らせです。

●2019年4月、

「旧優生保護法一時金支給法」が成立しました。

●旧優生保護法の下、昭和23年～平成8年の間に、  
特定の疾病や障害を理由に、  
優生手術(生殖を不能にする手術等)を受け、  
心身に傷を受けた方がいます。

●優生手術を受けた方に対して、  
一時金(320万円)が支給されます。

まずは、ご相談ください。  
相談内容については秘密を守ります。

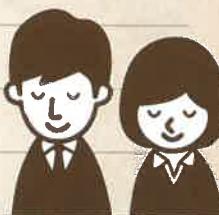
●優生手術を受けた事実を言えない方もいます。  
請求は、ご家族等代理人の方でも行えます。

●請求期限は平成31年4月24日から5年以内です。  
まずは、ご相談ください。

対象者

しょう わ ねん がつ にち へい せい ねん がつ にち  
昭和23年9月11日から平成8年9月25日  
までの間に、旧優生保護法に基づき優生  
手術を受けた方。(母体保護のみを理由として  
手術を受けた方は除きます)  
請求時点で生存されている方。

おな き かん せいしょく ふ のう しゅじゅつ  
同じ期間に生殖を不能とする手術または  
放射線の照射を受けた方。(母体保護や疾病  
の治療を目的とするなど、優生思想に基づく  
ものでないことが明らかな手術等を受けた方  
を除きます)



ひろ しま けん  
広島県

# [ご請求の参考にしてください]

Q  
01

一時金の請求ができる人は？

A  
01

昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、  
旧優生保護法に基づき、優生手術など（生殖を不能に  
するための手術または放射線の照射）を  
受けられた方です。

Q  
02

一時金の支給対象とならない人は？

A  
02

以下の理由で生殖を不能にするための手術または  
放射線の照射を受けた方は、対象となりません。  
・母体保護  
・子宮がんその他の疾病または負傷の治療  
・本人が子を有することを希望しない  
・本人が生殖を不能にする手術または放射線の  
照射を受けることを希望した場合

Q  
03

一時金の請求はどこに提出すればよいですか。

A  
03

広島県庁の窓口（県庁本館5階の子供未来応援課）に  
請求書類を提出してください。郵送による提出も可能です。

Q  
04

一時金の請求に必要なものは何ですか。

A  
04

請求書の他、医師の診断書、障害者手帳の写し等が  
必要となります。詳しくは、相談窓口へご連絡ください。

障  
害  
者  
手  
帳



住  
民  
票



診  
断  
書



※  
そ  
の  
他

※戸籍謄本や関係者の記録など

Q  
05

医師の診断書はどこの機関で  
作成してもらえますか。

A  
05

診断書は、請求する方の便利のよい医療機関で  
作成してもらってください。  
依頼する医療機関が分からぬ場合や、  
提出が難しい場合は、相談窓口までご連絡ください。

Q  
06

自分で請求書作成が無理な場合は  
どうすればいいですか。

A  
06

ご家族など、代理人の方が作成してください。  
詳しくは、相談窓口へご連絡ください。

Q  
07

優生手術を受けた当時の記録が  
見つからない場合はどうなりますか。

A  
07

厚生労働省に設置された認定審査会で、手術に関する  
陳述の内容や収集した資料などを総合的に審査し、  
支給対象者となるかどうかを認定します。

Q  
08

請求はいつまでに行えばいいですか？

A  
08

平成31年4月24日(法律の施行日)から5年以内に  
ご請求ください。なお、ご請求の前にお亡くなりの場合には、  
代理人による請求もできません。

疑問点や不明な点がありましたら、  
窓口へお問い合わせください。



# いち じ きん し きゅう て つづ なが <一時金支給手続きの流れ>

請求者

広島県

国(厚生労働省)

認定審査会

①一時金の請求

②記録に係る調査等

③認定結果の通知

④必要書類を揃えて送付

⑦審査結果の通知

⑤審査依頼

④'記録の調査結果等の通知

③請求に係る記録の調査等・報告

## 市町村・医療機関・福祉施設

\*広島県以外の都道府県で手術を受けていた場合は、請求は、広島県に対して行い、  
調査などは、国(厚生労働省)からの通知を受けて、手術を受けていた都道府県が実施します。  
\*請求者が、記録などにより一時金の支給対象者に該当すると確認できた場合は⑤～⑦は省略。

## 本館5階 子供未来応援課

広島市立市民病院側

議事堂

きたかん 北館

じ ち かい かん 自治会館

ほんかん 本館

正面玄関

がいらいしゃ 外来者駐車場

みなみかん 南館



ろ めん どお がわ  
路面電車通り側

## 一時金支払いについて

一時金は、  
(独)福祉医療機構(支払い団体)より  
支払われます。

国や県、(独)福祉医療機構、  
金融機関の名を語り  
一時金をだまし取ろうとする  
電話がかかるかもしれません。

不審な電話やメールは、警察へ相談!

[警察安全相談電話]  
局番無しの「#9110」または  
お近くの警察署へお電話ください。  
焦りは禁物!自分で判断しないで、  
まずご相談ください。

**ご相談ください。** <広島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口>

**TEL.082-227-1040 FAX.082-502-3674**

メールアドレス [fukodomo@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:fukodomo@pref.hiroshima.lg.jp)

受付時間 8:30~17:15 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く)

所在地 広島県広島市中区基町10番52号 広島県庁本館5階(子供未来応援課)



- 請求の受付は予約の方を優先します。手話通訳等配慮が必要な方は、予約時にお知らせください。なお、1件あたり60分程度かかる見込みです。
- 請求書は郵送でも提出が可能です。